

奈良市公報

第 2 3 4 号

平成20年7月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 一般競争入札の実施…………… 1
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 2
- 奈良市情報公開条例の運用状況の公表…………… 3
- 奈良市個人情報保護条例の運用状況の公表…………… 3
- 住居番号の設定…………… 4
- 放置自動車等の保管…………… 4
- 道路の位置指定（2件）…………… 5
- 放置自転車等の処分…………… 5
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 5
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出…………… 5
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 都市計画地区計画の変更案の公衆縦覧（2件）…………… 6
- 土地収用法に基づく裁決申請書等の写しの公衆縦覧（3件）…………… 7
- 予防接種の実施の一部改正…………… 8
- 奈良市国民健康保険歯科ドック検診実施要綱を廃止する告示…………… 8
- 奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… 8
- 奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示…………… 8
- 土地収用法に規定する明渡裁決の申立てに係る書類の公衆縦覧（3件）…………… 10
- 奈良市都市経営戦略会議設置要綱の一部を改正する告示…………… 11
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 11
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 11
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 11
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 12
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 12
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 12
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 13
- 放置自転車等の保管…………… 13
- 徴収事務の委託…………… 13

- 平成20年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達…………… 13
- 放置自転車等の保管…………… 13
- 議会定例会の招集…………… 14
- 開発行為に関する工事の完了…………… 14
- 放置自転車等の保管…………… 14
- 奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定…………… 14
- 開発行為に関する工事の完了…………… 14

監 査

- 定期監査の実施結果…………… 14

公 営 企 業

- 計量業務の委託…………… 16
- 一般競争入札の実施…………… 16
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 17
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出…………… 17
- 奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程…………… 17

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 18
- 教育委員会事務局組織の改正に伴う関連教育委員会規則の整備に関する規則…………… 19
- 奈良市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則…………… 19
- 奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱…………… 19

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙権を有する者の50分の1の数等…………… 20
- 各選挙区における選挙権を有する者の3分の1の数等…………… 20
- 農業委員会一般選挙における郵便等をもって発送する不在者投票の投票用紙等の交付期日…………… 20
- 公職選挙法の規定による本市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表…………… 20

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 22

災 害 対 策 本 部

- 奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示…………… 23

正 誤

- 正誤表…………… 30

告 示

奈良市告示第318号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良

市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年6月2日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

都市水環境整備下水道築造工事（特単2）山町地内ほか44件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を含める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成20年6月5日までは入札控室、同月6日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年6月5日まで（奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年6月6日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

別表省略

（平成20年6月2日揭示済）

奈良市告示第319号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成20年6月2日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成20年6月2日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成20年6月16日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

奈良市二名三丁目、中山町、恋の窪一丁目、出屋敷町及び今市町の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
二名第4幹線-53	奈良市二名三丁目964	奈良市二名三丁目964
中山幹線-70	奈良市中山町24-3	奈良市中山町21-2
押熊第2幹線-58	奈良市中山町1680-1	奈良市中山町1676-3
大宮幹線-36	奈良市恋の窪一丁目607-3	奈良市恋の窪一丁目607-1
北永井幹線-314	奈良市出屋敷町81-1	奈良市出屋敷町79
帯解幹線-157	奈良市今市町578-10	奈良市今市町657
帯解幹線-158	奈良市今市町365	奈良市今市町661

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成20年6月2日揭示済)

奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第34条の規定により、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成20年6月2日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第320号

1 行政文書開示請求の件数及び処理の状況

(単位：件)

実施機関	開示請求 件 数	処 理 状 況				取下げ
		開 示	部分開示	不開示	却 下	
市 長	103	39	54	1	6	3
水道事業管理者	1	0	1	0	0	0
消 防 長	2	0	2	0	0	0
教 育 委 員 会	10	2	8	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	1	0	1	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
計	117	41	66	1	6	3

2 不服申立ての件数及び処理の状況

(単位：件)

不服申立て件数	処 理 状 況				取下げ
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	
5	2	3	0	0	0

* 行政文書任意開示申出は、ありませんでした。

(平成20年6月2日揭示済)

31日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成20年6月2日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第321号

奈良市個人情報保護条例（平成13年奈良市条例第55号）
第32条の規定により、平成19年4月1日から平成20年3月

1 個人情報取扱事務の届出件数

(平成20年3月31日現在)

実 施 機 関	件 数

市長	766
水道事業管理者	28
消防長	191
教育委員会	106
選挙管理委員会	23
公平委員会	3
監査委員	3
農業委員会	23
固定資産評価審査委員会	13
計	1,156

2 開示請求の件数及び処理の状況

(単位：件)

実施機関	書面による開示請求					口頭による開示請求件数
	開示請求件数	処理状況			取下げ	
		開示	部分開示	不開示		
市長	15	6	5	4	0	77
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0
教育委員会	2	1	1	0	0	1,402
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
計	17	7	6	4	0	1,479

* 個人情報の訂正請求、削除請求、目的外利用及び外部提供の中止請求並びに不服申立ては、ありませんでした。
(平成20年6月2日揭示済)

奈良市告示第322号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。
平成20年6月2日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成20年6月2日揭示済)

奈良市告示第323号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年6月2日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成20年6月2日
- 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
- ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
- イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742-34-1111代表

(平成20年6月2日揭示済)

奈良市告示第324号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成20年6月3日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良県北葛城郡河合町池部151番地の1
申請者氏名	洋国開発株式会社 代表取締役 岡本 至且
道路の位置	奈良市北永井町502番10の一部
道路の幅員	最大6.00m 最小6.00m
道路の延長	35.94m
指定年月日	平成20年6月3日
指定番号	第19018号

(平成20年6月3日揭示済)

奈良市告示第325号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成20年6月3日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良県北葛城郡河合町池部151番地の1
申請者氏名	洋国開発株式会社 代表取締役 岡本 至且
道路の位置	奈良市北永井町502番10及び506番4の各一部
道路の幅員	最大6.00m 最小6.00m

道路の延長	32.96m
指定年月日	平成20年6月3日
指定番号	第19019号

(平成20年6月3日揭示済)

奈良市告示第326号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示します。

平成20年6月4日

奈良市長 藤原 昭

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成20年6月18日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成20年3月3日から同月7日、同月10日から同月12日、同月14日、同月17日から同月19日及び同月21日
(平成20年6月4日揭示済)

奈良市告示第327号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年6月5日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人井上眼科	奈良市尼辻中町10-29	平成20年4月30日
にしだ小児歯科医院	奈良市三条添川町5-8 F L A T F S 1階	平成20年5月31日
株式会社今小路薬局	奈良市押上町31-1	平成20年5月2日
うさぎや薬局	奈良市小川町4-2	平成20年4月30日

(平成20年6月5日揭示済)

奈良市告示第328号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定

により指定医療機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年6月5日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	休 止 年月日
ハートランドケア訪問看護ステーション紀寺	奈良市白毫寺町835-1 大和紀寺ビル1階	平成20年4月30日

(平成20年6月5日揭示済)

奈良市告示第329号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年6月5日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
うえしげクリニック	奈良市三条松町17-17	平成20年6月2日
にしだ小児歯科医院	奈良市三条松町17-17 MediCourt FSA 2F	平成20年6月1日
株式会社今小路薬局	奈良市川久保町19-5	平成20年5月7日
うさぎや薬局	奈良市小川町4-2	平成20年5月1日
アップル薬局	奈良市宝来三丁目3-20	平成20年5月8日
コスモファーマ薬局 三条松町店	奈良市三条松町17-17	平成20年6月1日

(平成20年6月5日揭示済)

奈良市告示第330号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年6月5日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成20年6月5日
- 移動対象区域
近鉄あやめ池駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄

駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年6月5日揭示済)

奈良市告示第331号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成20年6月6日

奈良市長 藤原 昭

- 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
押熊町地区計画
- 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市押熊町1408番の1の一部 他
- 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 縦覧期間
平成20年6月6日から平成20年6月20日まで
- 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成20年6月20日までに必着するように提出してください。
(平成20年6月6日揭示済)

奈良市告示第332号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成20年6月6日

奈良市長 藤原 昭

- 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
東登美ヶ丘六丁目地区計画
- 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市東登美ヶ丘六丁目及び押熊町の一部
- 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 縦覧期間
平成20年6月6日から平成20年6月20日まで
- 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成20年6月20日までに必着するように提出してください。
(平成20年6月6日揭示済)

奈良市告示第333号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第42条第1項の規定により、奈良県収用委員会から土地収用法に基づく裁決申請書及び添付書類の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、土地所有者及び関係人並びに損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は、同法第43条第1項の規定により奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成20年6月6日

奈良市長 藤原 昭
記

- 1 起業者の氏名及び住所
奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地
- 2 事業の種類
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路事業
3・2・100号 三条菅原線
- 3 裁決申請書受理日
平成20年5月29日
- 4 収用しようとする土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条大路一丁目	580番6	雑種地	用悪水路

- 5 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所都市計画課
- 6 縦覧期間
公告の日から平成20年6月20日まで
(平成20年6月6日揭示済)

奈良市告示第334号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第42条第1項の規定により、奈良県収用委員会から土地収用法に基づく裁決申請書及び添付書類の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、土地所有者及び関係人並びに損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は、同法第43条第1項の規定により奈良県収用委員会に意見書を提出すること

ができます。

平成20年6月6日

奈良市長 藤原 昭
記

- 1 起業者の氏名及び住所
奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地
- 2 事業の種類
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路事業
3・2・100号 三条菅原線
- 3 裁決申請書受理日
平成20年5月29日
- 4 収用しようとする土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条大路一丁目	581番4	宅地	宅地

- 5 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所都市計画課
- 6 縦覧期間
公告の日から平成20年6月20日まで
(平成20年6月6日揭示済)

奈良市告示第335号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第42条第1項の規定により、奈良県収用委員会から土地収用法に基づく裁決申請書及び添付書類の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、土地所有者及び関係人並びに損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は、同法第43条第1項の規定により奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成20年6月6日

奈良市長 藤原 昭
記

- 1 起業者の氏名及び住所
奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地
- 2 事業の種類
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路事業
3・2・100号 三条菅原線
- 3 裁決申請書受理日
平成20年5月29日
- 4 収用しようとする土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況

奈良県奈良市三条大路一丁目	580番1	雑種地	宅地
	583番1	雑種地	宅地

- 5 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所都市計画課
- 6 縦覧期間
公告の日から平成20年6月20日まで
(平成20年6月6日揭示済)

奈良市告示第336号

平成20年奈良市告示第221号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。
平成20年6月6日
奈良市長 藤原 昭
次のよう省略
(平成20年6月6日揭示済)

奈良市告示第337号

奈良市国民健康保険歯科ドック検診実施要綱を廃止する別記第2号様式中

⑥在園幼児の 保護者の住所・氏名	現住所		氏名	㊦	を
---------------------	-----	--	----	---	---

(承諾条件) *世帯全員の 年度市民税の課税内容を調査確認されることについて承諾します。
年 月 日 上記承諾条件を承諾した上で、幼稚園就園奨励費の申請をします。

⑥在園幼児の 保護者の住所・氏名	現住所		氏名	㊦	に
---------------------	-----	--	----	---	---

改める。
附 則
この告示は、平成20年6月6日から施行し、この告示による改正後の奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。
(平成20年6月6日揭示済)

奈良市告示第339号

奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
平成20年6月6日
奈良市長 藤原 昭
奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示
奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱（平成18年奈良市告示第198号）の一部を次のように改正する。
第2条第4項各号を次のように改める。
(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の適用を受け

告示を次のように定める。
平成20年6月6日
奈良市長 藤原 昭
奈良市国民健康保険歯科ドック検診実施要綱を廃止する告示
奈良市国民健康保険歯科ドック検診実施要綱（平成14年奈良市告示第398号）は、廃止する。
附 則
この告示は、平成20年6月6日から施行する。
(平成20年6月6日揭示済)

奈良市告示第338号

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
平成20年6月6日
奈良市長 藤原 昭
奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示
奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第133号）の一部を次のように改正する。

て医療が行われる者
(2) 国民健康保険法又は社会保険各法の適用を受けて医療が行われる70歳以上の前期高齢者及び奈良市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年奈良市条例第22号）の規定により医療費の助成を受けることができる者別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第4条関係)

奈良市精神障害者通院医療費助成金交付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者(対象者又は保護者等)

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

対象者との続柄 _____

次のとおり精神障害者通院医療費助成金の交付を申請します。

申請にあたり、対象者の助成金の交付要件の確認及び助成金額の決定に関し必要な調査を行うことに同意します。

申請額 金 _____ 円

申請者記入欄	対象者	氏名	男・女		生年月日	年	月	日生	
		住所							
	加入医療保険	被保険者氏名				保険種別	国保・社保家族		
		被保険者証記号・番号				付加給付等の有無(有の場合給付額)	有・無 (円)		
		保険者番号及び名称				保険者所在地			
	社保家族の場合被保険者の所得	被扶養者数	所得額①		控除額②		控除後の所得①-②		
		人 (内老人 人)	円		円		円		
	支払希望金融機関	金融機関名				支店名	支店		
		口座番号	普通・当座			口座名義人			

【注1】対象者：自立支援医療受給者等で以下の条件の方

①国民健康保険加入者②社会保険の家族(社会保険の場合、所得制限あり)

※生活保護法等の対象者、後期高齢者医療制度対象者、各保険法の適用を受ける70歳以上の前期高齢者、老人医療費助成事業対象者は助成の対象になりません。

【注2】必要書類

①通院医療費の領収書②自立支援医療費自己負担上限管理票③保険証④銀行の通帳⑤認印⑥自立支援医療受給者証⑦源泉徴収票など所得額等を証明する書類(社保家族のみ毎年8月分申請時に添付)

医療機関等記入欄	年 月分	総点数	点	内精神保健福祉法負担点数	点	精神通院医療に係る自己負担額	円
	上記のとおり診療し、自己負担額を領収しました。						
	年 月 日		医療機関等 所在地 _____ 名称 _____ 氏名 _____ 印				

【注3】領収書や上限管理票がない場合は、医療機関等で上記の証明が必要です。

記入欄が足りない場合は、裏面を使用してください。

決定	係	決裁年月日	年	月	日
		交付年月日	年	月	日
		台帳確認			
(自己負担額		円) - (付加給付及びその他控除額	円) = 助成金額	円	

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成20年6月6日から施行し、この告示による改正後の奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成20年6月6日揭示済)

奈良市告示第340号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第47条の4第1項の規定により、奈良県収用委員会から同法第47条の3第1項に規定する書類の送付を受けたので、同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、土地所有者及び関係人並びに損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、同法第47条の4第2項において準用する同法第43条第1項の規定により奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成20年6月6日

奈良市長 藤原 昭
記

1 起業者の氏名及び住所
奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地
2 事業の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業
3・2・100号 三条菅原線

3 書類の受理日
平成20年5月29日

4 明渡裁決の申立てにかかる土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条大路一丁目	580番6	雑種地	用悪水路

5 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所都市計画課

6 縦覧期間
公告の日から平成20年6月20日まで
(平成20年6月6日揭示済)

奈良市告示第341号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第47条の4第1項の規定により、奈良県収用委員会から同法第47条の3第1項に規定する書類の送付を受けたので、同法第47条の4第

2項において準用する同法第42条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、土地所有者及び関係人並びに損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、同法第47条の4第2項において準用する同法第43条第1項の規定により奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成20年6月6日

奈良市長 藤原 昭
記

1 起業者の氏名及び住所
奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地
2 事業の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業
3・2・100号 三条菅原線

3 書類の受理日
平成20年5月29日

4 明渡裁決の申立てにかかる土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条大路一丁目	581番4	宅地	宅地

5 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所都市計画課

6 縦覧期間
公告の日から平成20年6月20日まで
(平成20年6月6日揭示済)

奈良市告示第342号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第47条の4第1項の規定により、奈良県収用委員会から同法第47条の3第1項に規定する書類の送付を受けたので、同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、土地所有者及び関係人並びに損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、同法第47条の4第2項において準用する同法第43条第1項の規定により奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成20年6月6日

奈良市長 藤原 昭
記

1 起業者の氏名及び住所
奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地
2 事業の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業
3・2・100号 三条菅原線

3 書類の受理日

平成20年5月29日

4 明渡裁決の申立てにかかる土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条大路一丁目	580番1	雑種地	宅地
	583番1	雑種地	宅地

5 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所都市計画課

6 縦覧期間

公告の日から平成20年6月20日まで

(平成20年6月6日揭示済)

奈良市告示第343号

奈良市都市経営戦略会議設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年6月9日

奈良市長 藤原 昭

奈良市都市経営戦略会議設置要綱の一部を改正する告示

奈良市都市経営戦略会議設置要綱(平成18年奈良市告示第203号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項に次のただし書を加える。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、委員が公職にあることにより委嘱された場合は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

第6条第1項中「置く」を「置くことができる」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「前項」を「前2項」に、「戦略会議の委員である部会員の任期と同じ期間」を「当該事項についての調査審議が終了するまで(第2項の規定により指名された部会員が調査審議の終了前に委員の職を退いたときは、その日まで)」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

別表を削る。

附則

この告示は、平成20年6月20日から施行する。

(平成20年6月9日揭示済)

奈良市告示第344号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年6月9日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
春名病院	奈良市南京終町一丁目176-1	平成20年4月9日

(平成20年6月9日揭示済)

奈良市告示第345号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年6月9日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
春名病院	奈良市南京終町一丁目176-1	平成20年4月9日

(平成20年6月9日揭示済)

奈良市告示第346号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年6月9日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		介護予防 訪問介護	平成20年6月2日
名称	主たる事務所の所在地		
ホールヘルプステーション なら清寿苑	奈良市田中町602-1		
社会福祉法人大和清寿会	奈良県天理市中之庄町532-1		

コスモファーマ薬局三条松町店	奈良市三条松町17-17	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成20年6月1日 平成20年6月1日
株式会社コスモファーマ大阪	福島県郡山市桑野三丁目12-2		
株式会社今小路薬局	奈良市川久保町19-5	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成20年5月7日 平成20年5月7日
株式会社今小路薬局	奈良県奈良市川久保町19-5		
アースサポート株式会社 奈良在宅サービスセンター	奈良市内侍原町46-1	居宅 訪問入浴介護 介護予防 訪問入浴介護	平成20年6月1日 平成20年6月1日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目8-7		
ゆでたまご訪問介護センター	奈良市藤ノ木台一丁目8-28-101	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成20年6月1日 平成20年6月1日
特定非営利活動法人おちゃわんでーす	奈良県奈良市藤ノ木台一丁目8-28-101		

(平成20年6月9日揭示済)

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年6月9日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第347号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	特別養護老人ホームこがねの里指定居宅介護支援事業所	奈良市西大寺赤田町一丁目960-1	社会福祉法人秋篠茜会	平成13年3月26日
新	特別養護老人ホームこがねの里指定居宅介護支援事業所	奈良市西大寺赤田町一丁目7-1-2	社会福祉法人秋篠茜会	

(平成20年6月9日揭示済)

した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年6月9日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第348号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
江戸 秀明		柔道整復	平成20年5月20日
やすらぎの整骨院（江戸秀明）	奈良市小川町1		

(平成20年6月9日揭示済)

用する同法第49条の規定により施術者の指定をしまして、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年6月9日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第349号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		

宇恵 久敏	柔道整復	平成20年5月2日
おしくま鍼灸整骨院(宇恵久敏)	奈良市押熊町1279-1	
佐藤 拓也	柔道整復	平成20年5月21日
やすらぎの整骨院(佐藤拓也)	奈良市小川町1	

(平成20年6月9日揭示済)

奈良市告示第350号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により藤原町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年6月9日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	宮本 昭光 奈良市藤原町143番地の2	吉田 忠 奈良市藤原町157番地の4

2 変更の年月日

平成20年1月13日

(平成20年6月9日揭示済)

奈良市告示第351号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年6月9日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年6月9日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年6月9日揭示済)

奈良市告示第352号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年6月10日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市杉ヶ町23番地 財団法人 奈良市生涯学習財団 理事長 平岡 譲	公民館施設使用料

2 委託の期間

平成20年10月1日から平成25年3月31日まで

(平成20年6月10日揭示済)

奈良市告示第353号

平成20年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年6月10日

奈良市長 藤原 昭

1 この納税通知書の発送年月日

平成20年4月10日

2 この公示送達により変更する納期限

変更前 第1期 平成20年4月30日

変更後 第1期 平成20年6月30日

3 送達を受けるべき者

省略

(平成20年6月10日揭示済)

奈良市告示第354号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年6月10日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年6月10日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成20年6月10日揭示済)

奈良市告示第355号

平成20年6月18日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成20年6月11日

奈良市長 藤原 昭
(平成20年6月11日揭示済)

奈良市告示第356号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年6月12日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成19年8月31日 奈良市指令都整開 第07A-21号
平成20年5月1日 奈良市指令都整開 第07A-21-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年6月12日 第1115号
(2) 公共施設 平成20年6月12日 第488号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市西大寺宝ヶ丘643番地の5及び643番地の6
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西大寺新田町3-14
西田 清吉
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市西大寺宝ヶ丘643番地の6の一部
(平成20年6月12日揭示済)

奈良市告示第357号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年6月12日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年6月12日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成20年6月12日揭示済)

奈良市告示第358号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則(平成17年奈良市規則第51号)第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年6月13日

奈良市長 藤原 昭

名称	代表者氏名	所在地	指定日
谷田土木水道	代表者 谷田 修	奈良県奈良市西九条町二丁目10-2	平成20年6月12日

(平成20年6月13日揭示済)

奈良市告示第359号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年6月13日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成20年3月7日 奈良市指令都整開 第07A-48号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年6月13日 第1116号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市柏木町572番地の4及び581番地の1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市北市町63番地の1
飯田 豊勝
(平成20年6月13日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成20年6月6日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 幾田 邦夫
同 高杉 美根子

- 1 監査対象
市長公室 情報公開課
企画部 企画政策課
総務部 財政課 文書法制課 情報管理課
税務室 市民税課 資産税課
保健福祉部 福祉医療課 保護課
子育て支援室 保育課

保育園（辰市、春日、高円、朱雀、
京西、並松、吐山、三城）
放課後児童施策課

保健所 保健予防課 健康増進課
観光経済部 観光課 文化国際課
公平委員会事務局

2 監査期間

平成20年4月14日～同年6月6日

3 監査方法

平成19年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成20年2月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行い、必要に応じて関係施設の実査を行う等の方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

総務部

文書法制課

(1) 複製フィルム文書の印刷について、発注数量が確定しているにもかかわらず単価入札されていた。

地方自治体においての入札は総額入札が原則であり、単価入札はその例外であるため、発注数量が決まっている場合は総額入札で実施されたい。

(2) マイクロフィルム文書撮影等業務委託の指名競争入札において、指名業者全員出席のもと、事前の説明会が行われていた。

工事入札において、談合を助長するおそれのある現場説明会は原則廃止されているため、本件の入札においても説明会が必要であるか検討されたい。

(3) デジタル印刷機の賃貸借において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約されているが、随意契約理由が明確でないので、今後は契約方法を検討されたい。

情報管理課

決算統計提出資料変更に伴うシステム変更業務委託において契約書第22条の専属的合意管轄の定めに関して「甲と乙との間で訴訟の必要が生じた場合は、甲の本庁舎所在地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とする。」と契約書に記載している。民事訴訟法第11条第2項は「一定の法律関係」に基づく合意を要求しているため、上記の記載では合意管轄の定め要件を満たさないおそれがある。

その場合には民事訴訟法第4条第1項の規定により被告の普通裁判籍を管轄する裁判所への提訴を余儀なくされ、弁護人の費用弁償や職員の旅費等において不測の支出を強いられることも考えられるため「本契約に関して甲乙間に訴訟の必要が生じた場合には、・・・」と記載されたい。

資産税課

市内旅行命令簿について、用務終了後、事後的に記載されており、また、用務内容や用務先の記載が定型化したものとなっていた。

旅行命令の手続きを適正に行われたい。

保健福祉部

保護課

(1) 世帯更生援護資金貸付金については、滞納繰越分がほとんど収納されていない。

奈良市世帯更生援護資金貸付規則（平成19年4月1日廃止）第4条第2項において、保証人は借受人と連帯して債務を負担するものとなっている。借受人はもとより保証人に対しても請求を行うなど効果的な滞納対策を検討し、早期収納に努められたい。

(2) 民生費雑入（生活保護法第63・78条の償還金としてのその他雑入）に係る収入未済額は増加しており、なかでも未済額全体の83.1%を占める滞納繰越分の収納率は3.2%と著しく低い状況にある。このような状況に対応できる体制を整備されるとともに、実態調査や時効中断措置を実施し、やむを得ない場合には法に基づき不納欠損処分することも検討されたい。

(3) 支給袋の印刷において、同一業者に対し短期間に数回にわたり3万円未満で発注されていた。必要な数量を把握したうえで効率的な事務執行をされたい。

保育課

(1) 保育業務システムプログラム保守委託において、契約保証金を免除しているにもかかわらず契約書にその旨の記載がなかった。

契約保証金は、奈良市契約規則第20条第1項第5号において契約書の必要な記載事項として規定されているので明記されたい。

(2) 民生費負担金（保育料）の滞納繰越分の収入未済額は増加している。

保育課は、滞納者に対し保育園長と連携して納付催告するとともに、再三の納付催告に応じない滞納者については、法的措置をとられたい。

保育園

京西保育園

保育園で収納した民生費負担金（保育料）は、保育課が指定した保育料専用通帳に一時的に保管し、指定金融機関に払い込むことになっている。しかし、京西保育園で収納した9月から11月まで

の保育料は、3か月の間専用通帳に保管され、ま
とめて指定金融機関に払い込まれていた。

奈良市会計規則第9条に基づき速やかに払い込
みされたい。

放課後児童施策課

民生使用料（バンビーホーム児童育成料）の滞納
繰越分の収入未済額は増加している。滞納者に対し
納付催告するとともに、納付困難者には分納誓約を
とられたい。また、再三の納付催告に応じない滞納
者については、法的措置をとられたい。

保健所

保健予防課

精神障害者通院医療費助成金の助成金交付申請書
において、記載漏れが多数見受けられた。また、要
綱に定めのない不必要な書類が添付されていた。要
綱に基づき適正な事務処理をされたい。

観光経済部

観光課

針テラス事業用地使用料の滞納繰越分の収入未済
額が増加している。現在調停中ではあるが、早期収
納に向け様々な方策を検討されたい。

5 監査結果に添える意見

総務部

契約書（建設工事の請負契約に係るものを除く。）
において、追加すべき条項及び内容を再度検討され
たい条項が見受けられたので、庶務担当職員が契約
に関する事務を行う際、参考となるような手引書
を作成されたい。

(平成20年6月6日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第23号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の
規定に基づき、水道メータの計量業務を次のとおり委託し
たので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）
第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成20年6月2日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

水道メータの計量業務を委託する者

奈良市法華寺町1080番地

株式会社 ハウスサービス大和

代表取締役 西岡 昭正

(委託期間) 平成20年6月1日～平成23年5月31日

(委託区域) 奈良市内全域（月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、
月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月
ヶ瀬桃香野、都祁南之庄町、都祁甲岡町、
来迎寺町、都祁友田町、藺生町、都祁小
山戸町、都祁相河町、都祁吐山町、都祁
こぶしが丘、都祁白石町、針町、針ヶ別

所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻
町及び都祁馬場町を除く。）

(平成20年6月2日揭示済)

奈良市水道局告示第24号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施
行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良
市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理
規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年
奈良市規則第43号）第2条の規定により告示します。

平成20年6月2日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

1 入札に付する事項

鉛給水管布設替工事、市内神功一丁目地内（第一工区）
ほか1件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、
工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表
のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成20年度において水道局が発注する建設工事の請
負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の
許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和
24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の
総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない
者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中
でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入
札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日
を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定す
る市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定
の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第
2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記
録郵便

- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
 (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
 (4) 郵便入札の無効
 ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 エ 入札書に記名押印のない入札
 オ 入札金額を訂正した入札
 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年6月5日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年6月6日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
 (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
 (3) 問い合わせ先
 奈良市法華寺町264番地1
 奈良市水道局業務部経理課入札係
 電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成20年6月2日揭示済）

奈良市水道局告示第25号

別表（第12条関係）

給水装置修繕費算出表

(1) 漏水

区分	労務費	材料費
パッキン取替	円 1,500	無料
給水栓取替	1,760	管理者が定める単価表による。

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年6月10日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
石田屋	石田 哲哉	奈良市学園朝日町12番9号清水ハイツ203号	平成20年6月3日

（平成20年6月10日揭示済）

奈良市水道局告示第26号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年6月11日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

名称	代表者氏名	所在地	届出日
丸福設備工業株式会社	代表取締役 今紺 誠久	奈良県北葛城郡河合町星和台二丁目30番地	平成20年6月9日

（平成20年6月11日揭示済）

奈良市水道局管理規程第7号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年6月12日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(2) 破裂

区 分		労 務 費						材 料 費	
		継手工	管連絡工	普通土掘削工		コンクリート掘削工			
				掘削土量が 0.06 m ³ 以下 のもの	掘削土量が 0.06 m ³ を 超えるもの	掘削土量が 0.06 m ³ 以下 のもの	掘削土量が 0.06 m ³ を 超えるもの		
鉛 管 類	口径 13	円 2,130	円 1,760	円 790	円 1,990	円 930	円 2,270		
	20	2,710	2,520						
	25	3,130	3,270						
	40	4,450	5,040					円 2,660	円 3,030
	50	5,470	6,300						
ビ ニ ル 管 類	13	460	1,760	円 790	円 1,990	円 930	円 2,270		
	20	930	2,520						
	25		3,270						
	40	1,390	5,040					円 2,660	円 3,030
	50	1,860	6,300						
鋼 管 類	13	1,050	1,760	円 790	円 1,990	円 930	円 2,270		
	20		2,520						
	25		3,270						
	40		5,040					円 2,660	円 3,030
	50		1,220						

管理者が定める単価表による。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成20年7月1日から施行する。
(経過措置)
- この規程による改正後の奈良市水道事業給水条例施行規程別表の規定は、この規程の施行の日以後における給水装置の修繕申込みに係る費用について適用し、同日前に修繕申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(平成20年6月12日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第38号

平成20年6月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成20年6月5日

奈良市教育委員会
委員長 冷水 毅

1 日時

平成20年6月10日(火)

午後3時から

- 場所
奈良市役所北棟3階 教育委員会室
- 会議に付すべき事件
教育長報告
(1) 学校図書館支援センター推進事業 報告・実践事例集及びリーフレットについて
(2) 教育委員会事務局組織の改正に伴う関連教育委員会規則の整備に関する規則について
(3) 平成19年度小・中学校の問題行動の状況について
- 議 事
議案第9号 奈良市社会教育委員会議規則の一部改正について
議案第10号 奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱の制定について
議案第11号 奈良市教育ビジョン懇話会委員の委嘱について
議案第12号 平成20年度奈良市立学校評議員の委嘱について
議案第13号 平成20年度小学校教科用図書選定委員の

任命並びに委嘱について
議案第14号 奈良市いじめ問題対策委員会委員の委嘱
又は任命について
議案第15号 人事について
その他
(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
6月～7月
傍聴受付は、開催日の午後2時から午後2時50分までで、
定員5名になり次第締め切ります。
(平成20年6月10日揭示済)

教育委員会事務局組織の改正に伴う関連教育委員会規則
の整備に関する規則をここに公布する。
平成20年6月13日
奈良市教育委員会
委員長 冷水 毅

奈良市教育委員会規則第22号
教育委員会事務局組織の改正に伴う関連教育委員会
規則の整備に関する規則
(奈良市就学指導委員会規則の一部改正)

第1条 奈良市就学指導委員会規則(昭和53年奈良市教育
委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。
第9条中「教育委員会事務局教育総務部」を削る。
(奈良市教科用図書選定委員会規則の一部改正)

第2条 奈良市教科用図書選定委員会規則(平成16年奈良
市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
第9条中「教育委員会事務局教育総務部」を削る。
(学校教育法施行細則の一部改正)

第3条 学校教育法施行細則(昭和32年奈良市教育委員会
規則第1号)の一部を次のように改正する。
別記第8号様式備考中「教育委員会事務局教育総務部」
を削る。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。
(平成20年6月13日揭示済)

奈良市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則をこ
ここに公布する。
平成20年6月13日
奈良市教育委員会
委員長 冷水 毅

奈良市教育委員会規則第21号
奈良市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則
奈良市社会教育委員会議規則(昭和39年奈良市教育委員
会規則第5号)の一部を次のように改正する。
第6条中「教育長」を「会議長」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。
(平成20年6月13日揭示済)

奈良市教育委員会告示第39号

奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱を次のように定める。
平成20年6月13日
奈良市教育委員会
委員長 冷水 毅
奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱
(目的及び設置)

第1条 教育をめぐって、子どもの学習意欲や学力・体力
の低下、いじめ・不登校等の問題が指摘されている中、
奈良市が取り組んできた「奈良市教育改革3つのアクション」
をもとに、広い視野から意見をいただき、今後の本
市教育の基本計画となる「奈良市教育ビジョン」を策定
するため、奈良市教育ビジョン懇話会(以下「懇話会」
という。)を置く。
(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について協議・
検討し、教育長に報告する。
(1) 「奈良市教育ビジョン」の策定に関する事項
(2) 前号に定めるもののほか教育長が必要と認める事項
(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。
2 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は
任命する。
(1) 学職経験者
(2) 奈良市PTA連合会の代表者
(3) 奈良市立学校教職員
(4) 地域住民の代表者
(5) その他教育長が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から「奈良市教
育ビジョン」が策定されたときまでとする。
(座長)

第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選により選出する。
2 座長が事故あるときは、座長があらかじめ指名する委
員がその職務を代理する。
(会議)

第6条 懇話会の会議は、教育長が招集し、座長が議長と
なる。ただし、座長が会議に出席できないときは、座長
があらかじめ指名する委員が議長を代行する。
2 座長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に
関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育企画課において処理する。
(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関
し必要な事項は、教育長が定める。
附 則
(施行期日)

1 この告示は、平成20年6月13日から施行する。
(この告示の失効)

2 この告示は、「奈良市教育ビジョン」が策定された日
限り、その効力を失う。

(平成20年6月13日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第12号

平成20年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成20年6月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉 永 進

50分の1の数 6,028人

6分の1の数 50,233人

3分の1の数 100,466人

(平成20年6月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第13号

平成20年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

1 選挙人名簿の抄本の閲覧

閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
平成19年 5月15日	奈良市鍋屋町27 NHK奈良放送局 局長 森 秀人	第21回参議院議員通常選挙に関する意識調査の調査相手の抽出	第5投票区、第10投票区、第17投票区、第22投票区、第25投票区、第29投票区、第31投票区、第35投票区、第43投票区、第59投票区、第63投票区、第67投票区、第74投票区、第77投票区及び第82投票区の選挙人225人
平成19年 5月16日	東京都中央区銀座6-16-12 (丸高ビル) 社団法人中央調査社 会長 若林 清造	第16回統一地方選挙における有権者の投票行動等の実態調査の調査票の配布・回収等	柴屋町及び田中町の昭和62年4月7日までに生まれた選挙人16人
平成19年 6月20日	東京都中央区日本橋本町2丁目7番1号 (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	統計調査「家計消費状況調査」の調査票の配布、回収等	南京終町七丁目の選挙人43人、鳥見町四丁目の選挙人43人並びに富雄元町一丁目及び学園大和町六丁目の選挙人50人
平成19年 6月27日	東京都中央区銀座6-16-12 (丸高ビル) 社団法人中央調査社 会長 若林 清造	社会意識に関する調査「'07アジアンバロメーター調査」の調査票の配布、回収等	中辻町の選挙人11人

平成20年6月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉 永 進

奈良選挙区 98,232人

月ヶ瀬選挙区 500人

都祁選挙区 1,735人

(平成20年6月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第14号

平成20年7月6日執行予定の奈良市農業委員会委員一般選挙における郵便等をもって発送する不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付期日を次のとおり定めます。

平成20年6月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉 永 進

1 交付期日 平成20年6月28日

(平成20年6月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第28条の4第7項（法第30条の2において準用する場合を含む。）の規定により、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における本市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次のとおり公表します。

平成20年6月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉 永 進

平成19年 8月21日	東京都中央区銀座6-16-12 (丸高ビル) 社団法人中央調査社 会長 若林 清造	第21回参議院議員通常選挙における有権者の投票行動等の実態調査の調査票の配布・回収等	紀寺町の選挙人20人
平成19年 9月6日	奈良市法華寺町141の1 読売新聞奈良支局 支局長 彦坂 真一郎	政治、選挙、行政などに関する全国世論調査の調査対象者の抽出	第12投票区及び第59投票区の選挙人85人
平成19年 9月13日	東京都港区東新橋1-7-1 共同通信社 代表取締役社長 石川 聡	日本世論調査会 面接世論調査の対象者抽出、調査票の配布・回収	第12投票区、第23投票区、第26投票区、第35投票区、第60投票区及び第81投票区の選挙人72人
平成19年 10月2日	東京都中央区銀座6-16-12 (丸高ビル) 社団法人中央調査社 会長 若林 清造	「時事世論調査」の調査対象者の抽出、調査票の配布・回収等	学園大和町一丁目の選挙人18人、学園大和町五丁目の選挙人18人及び西登美ヶ丘五丁目から西登美ヶ丘八丁目までの選挙人各18人
平成19年 10月3日	奈良市三条大路1-9-17 朝日新聞奈良総局長 馬場 秀司	政治意識に関する全国世論調査の対象者の抽出	第78投票区の選挙人9人及び第82投票区の選挙人9人
平成19年 10月30日	東京都中央区日本橋本町2丁目7番1号 ㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	統計調査「家計消費状況調査」の調査票の配布、回収等	山陵町の選挙人43人並びに四条大路四丁目及び南新町の選挙人43人
平成19年 12月21日	奈良市法華寺町141の1 読売新聞奈良支局 支局長 西嶋 一泰	政治、選挙、行政などに関する全国世論調査の調査対象者の抽出	第59投票区の選挙人9人
平成20年 1月9日	東京都渋谷区恵比須1-13-6 社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	市民の政治参加と社会貢献に関する世論調査の調査対象者の抽出	第12投票区の20歳から79歳までの選挙人15人
平成20年 1月24日	東京都中央区日本橋本町2丁目7番1号 ㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	統計調査「家計消費状況調査」の調査票の配布、回収等	大倭町及び菅野台の選挙人43人
平成20年 2月26日	東京都中央区銀座6-16-12 (丸高ビル) 社団法人中央調査社 会長 若林 清造	「時事世論調査」の調査対象者の抽出、調査票の配布・回収等	帝塚山南一丁目から帝塚山南五丁目までの選挙人各18人及び帝塚山二丁目の選挙人18人
平成19年 6月6日、7日、14日及び15日	松田 末作	後援会活動資料作成	第57投票区の選挙人全件並びに学園大和町六丁目、六条町、六条一丁目から六条三丁目まで、六条緑町一丁目から六条緑町三丁目まで、六条西一丁目から六条西六丁目まで、二名一丁目から二名七丁目まで、二名平野一丁目、二名平野二丁目、三松一丁目から三松四丁目まで、三松ヶ丘、富雄北一丁目から富雄北三丁目まで、三碓一丁目から三碓五丁目まで及び千代ヶ丘一丁目から千代ヶ丘三丁目までの選挙人全件
平成19年 10月10日、25日及び30日			
平成19年 11月5日、7日、12日、14日、16日、19日、22日、28日及び29日			

平成19年 12月3日、4日、6日、7日、11日、12日及び13日			
平成20年 1月10日、11日、15日、17日、18日、22日、23日、30日及び31日			
平成20年 2月7日、8日、12日、13日、18日、21日、25日、27日及び29日			
平成19年 8月20日、22日、27日、29日、30日及び31日	松岡 克彦	後援会名簿の作成	第20投票区、第57投票区、第60投票区、第80投票区及び第81投票区の選挙人全件並びに学園大和町六丁目、中山町、若葉台一丁目から若葉台四丁目まで、疋田町、疋田町一丁目から疋田町五丁目まで、あやめ池南一丁目からあやめ池南八丁目まで、学園南一丁目から学園南三丁目まで及び学園中一丁目から学園中三丁目までの選挙人全件
平成19年 9月6日、10日、12日、14日、18日、19日、21日、25日及び28日			
平成19年 10月1日、5日、12日、15日、19日、22日、24日及び26日			
平成19年 9月20日、21日、27日及び28日並びに10月1日、4日、5日、11日及び12日	北村 拓哉	後援会名簿の作成	第4投票区、第5投票区、第72投票区の選挙人全件並びに中辻町、肘塚町、南肘塚町、鶴福院町、不審ヶ辻子町、中院町、鶴町、公納堂町、納院町、薬師堂町、毘沙門町、芝突抜町、高畑町、芝新屋町、東寺林町、今御門町、池之町及び勝南院町の選挙人全件
平成19年 11月8日及び9日			

2 在外選挙人名簿の抄本の閲覧
該当なし

(平成20年6月2日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第11号

奈良市農業委員会平成20年6月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成20年6月4日

奈良市農業委員会
農地部会長 大門 善之助
記

- 1 日時
平成20年6月13日(金) 午前9時00分
 - 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟5階 第21会議室
 - 3 審議案件
 - (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (4) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
 - (5) 農地法第25条第2項の規定による通知の受理について
 - (6) 水田利用転換届出について
 - (7) 許可・受理の取消しについて
 - (8) 知事許可について(5月許可分)
 - (9) 非農地証明について(5月分)
- (平成20年6月2日掲示済)

災害対策本部

奈良市災害対策本部告示第1号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年6月13日

奈良市災害対策本部長
藤原 昭

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程(平成14年奈良市災害対策本部告示第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表市民生活部の項中「事務局第三班・庶務班」を「庶務班」に、「市民生活協力第三班・市民生活協力第四班」を「支部第一班・支部第二班・支部第三班・支

「6 気象予警報、地震情報等のとりまとめに関すること。

7 災害対策活動のとりまとめに関すること。

「6 被害状況のとりまとめに関すること。

7 防災行政無線の運用に関すること。

8 本部の庶務に関すること。

9 その他各部に属さないこと。」

8 応急対策活動の調整に関すること。

9 各種協定(他部に関するものを除く。)に関すること。

10 被害状況のとりまとめに関すること。

11 防災行政無線の運用に関すること。

12 本部の庶務に関すること。

部第四班・支部第五班」に改め、同表企画部の項中「庶務班・市民参画班」を「庶務班」に改め、同表総務調査部の項中「調査第三班」を「調査第三班・調査第四班」に改め、同項の次に次のように加える。

市民活動部	市民参画班・市民活動第一班・市民活動第二班・生涯学習班・体育施設班・市民活動協力第一班・市民活動協力第二班・市民活動協力第三班・市民活動協力第四班
-------	---

第2条第1項の表保健福祉部の項中「救助物資第九班」を「救助物資第九班・救助物資第十班」に改め、同表清掃部の項中「清掃第一班」を「清掃協力第三班・清掃第一班」に改め、同表観光経済部の項中「観光経済協力班」を「観光経済協力第一班・観光経済協力第二班」に改め、同表教育部の項中「教育協力第一班・学務班・学校教育班・生涯学習班・文化財班・体育施設班」を「文化財班・学校教育班・学務班・教育協力第一班」に改め、同表消防部の項中「庶務班」を「庶務保全班」に改め、同条第2項を削る。

第3条第1項中「(支部を除く。)」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 各部の庶務班、市民参画班、保健所第一班及び議会庶務班においては、別表第1に定めるもののほか別表第2に定める事務を所掌する。

第5条第3項第2号中「生涯学習部長」を「学校教育部長」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

第10条第2項中「、西部支部長」を削り、同条を第9条とする。

第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(本部駐在員)

第11条 部に本部駐在員1名を置き、部長の指名する者をもって充てる。

2 本部駐在員は、本部が設置された場合において本部事務所に駐在し、情報収集及び当該本部駐在員の所属する部への伝達を遅滞なく正確に実施する。

別表第1市民生活部の部事務局第一班の項中

に改め、同部事務局第二班の項中「(地域

部の部庶務班の項を次のように改める。

庶務班 (企画政策課長)	企画政策課に 所属する職員	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 その他本部長の命ずる指示事項に関する事
-----------------	------------------	--

別表第1 企画部の部市民参画班の項を削り、同部中

「1 市民参画班への協力に関する事 2 被災地環境保全に関する事 3 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。」	を	「1 被災地環境保全に関する事 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事 3 その他本部長の命ずる指示事項に関する事。」	に改め、同表総務調査部の部庶務班の項を次のように改める。
--	---	---	------------------------------

庶務班 (財政課長)	財政課に所属 する職員	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 その他本部長の命ずる指示事項に関する事
---------------	----------------	--

別表第1 総務調査部の部経理班の項中	「2 避難所(学校教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事 3 公用負担命令及び同補償に関する事 4 非常時の物資、資材及び消耗品の購入に関する事 5 金融機関との連絡調整に関する事。」	を	「2 避難所(学校教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事 3 公用負担命令及び同補償に関する事 4 非常時の物資、資材及び消耗品の購入に関する事 5 金融機関との連絡調整に関する事。」	に改
--------------------	--	---	--	----

め、同部総務協力第一班の項から総務協力第三班の項までを次のように改める。

総務協力第一班 (文書法制課長)	文書法制課に 所属する職員	1 避難所(社会教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事 2 その他本部長の命ずる指示事項に関する事
総務協力第二班 (情報政策課長)	情報政策課に 所属する職員	
管財輸送班 (管財課長)	管財課に所属 する職員	1 通話の確保及び電話交換に関する事 2 庁舎及び附属施設の応急対策に関する事 3 災害対策の配車計画に関する事 4 物資車両等の調達・確保に関する事 5 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事 6 所管施設等の応急復旧に関する事 7 所管施設の入所者及び来庁者の安全確保に関する事
総務協力第三班 (監理課長)	監理課に所属 する職員	1 避難所(社会教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事 2 市登録業者からの作業員等の確保に関する事

別表第1 総務調査部の部中

「調査第二班 (資産税課長)	資産税課に所属 する職員	被害家屋及びそれにかかわる人的被害の調査並びに報告に関する事。	を
調査第三班 (納税課長)	納税課に所属 する職員		
「調査第二班 (資産税課長)	資産税課に所属 する職員	1 被害家屋及びそれにかかわる人的被害の調査並びに報告に関する事。	

調査第三班 (納税課長)	納税課に所属する職員	2 市税の減免等生活相談に関すること。	に改める。
調査第四班 (滞納整理課長)	滞納整理課に所属する職員		

別表第1 総務調査部の部の次に次のように加える。

市民活動部 (市民活動部長)	市民参画班 (市民参画課長)	市民参画課に所属する職員	1 ボランティア及び関係する団体の受入れ、連携並びに連絡調整に関すること。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
	市民活動第一班 (地域活動推進課長)	地域活動推進課に所属する職員	1 関係民間団体の活用及び連絡調整に関すること。 2 応急食糧の運搬及び配分に関すること。 3 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
	市民活動第二班 (文化振興課長)	文化振興課に所属する職員	1 部内各班への協力に関すること。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。 3 その他本部長の命ずる指示事項に関すること。
	生涯学習班 (生涯学習課長)	生涯学習課に所属する職員及び本部長が指名する職員	1 所管施設の被害状況のとりまとめ並びに調査及び報告に関すること。 2 所管施設の使用協力に関すること。 3 避難所(社会教育施設)の開設及び管理運営の統括並びに避難者の収容に関すること。 4 社会教育等関係団体の活用及び連絡調整に関すること。 5 その他本部長の命ずる指示事項に関すること。
	体育施設班 (スポーツ課長)	スポーツ課及び青少年野外活動センターに所属する職員	1 所管施設の使用協力に関すること。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
	市民活動協力第一班 (人権施策課長)	人権施策課に所属する職員	1 部内各班への協力に関すること。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。 3 関係民間団体の活用及び連絡調整に関すること。
	市民活動協力第二班 (人権啓発課長)	人権啓発課及び人権文化センターに所属する職員並びに本部長が指名する職員	1 避難所(人権文化センター)の開設及び管理運営の統括並びに避難者の収容に関すること。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
	市民活動協力第三班 (男女共同参画課長)	男女共同参画課に所属する職員	1 避難所における女性のための相談に関すること。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。 3 関係民間団体の活用及び連絡調整に関すること。
	市民活動協力第四班 (中央図書館長)	中央図書館、西部図書館及び北部図書館に所属する職員	1 部内各班への協力に関すること。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。 3 その他本部長の命ずる指示事項に関すること。

別表第1保健福祉部の部庶務班の項を次のように改める。

<p>庶務班 (福祉総務課長)</p>	<p>福祉総務課に 所属する職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 部所管の被害状況のとりまとめに関する事。 3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和39年法律第150号)、災害救助法(昭和22年法律第118号)又は小災害に対する救助内規の適用手続に関する事。 4 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与及び運搬に関する事。 5 救援物資(義援金を含む。)の受領、配分に関する事。 6 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する事。 7 被災者生活再建支援金の申請等の受付に関する事。 8 応急仮設住宅設置及び応急修理の認定に関する事。 9 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。 10 その他災害救助に関し各班に属さないこと。
-------------------------	--------------------------	--

別表第1保健福祉部の部中「救助物資第九班」を「救助物資第十班」に、「救助物資第八班」を「救助物資第九班」に、「救助物資第七班」を「救助物資第八班」に、「救助物資第六班」を「救助物資第七班」に、「救助物資第五班」を「救助物資第六班」に、「救助物資第四班」を「救助物資第五班」に、「救助物資第三班」を「救助物資第四班」に、「救助物資第二班」を「救助物資第三班」に、「救助物資第一班」を「救助物資第二班」に改め、同部庶務班の項の次に次のように加える。

<p>救助物資第一班 (指導監査課長)</p>	<p>指導監査課に 所属する職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班への協力に関する事。 2 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与及び運搬に関する事。 3 救援物資(義援金を含む。)の受領、配分に関する事。 4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。
-----------------------------	--------------------------	---

別表第1保健所部の部保健所第一班の項を次のように改める。

<p>保健所第一班 (保健総務課長)</p>	<p>保健総務課に 所属する職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 部所管の被害状況のとりまとめに関する事。 3 被災者の健康対策に関する事。 4 感染症の発生及びまん延防止に関する事。 5 飲料水及び食品衛生に関する事。 6 愛玩動物の収容対策に関する事。
----------------------------	--------------------------	---

別表第1保健所部の部中
 「3 食中毒の防止及び愛玩動物の収容対策に関する事。」
 4 傷病者の応急手当等救護に関する事。
 5 浸水被害における家屋の消毒に関する事。
 6 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。」
 を
 「3 飲料水及び食品衛生に関する事。
 4 愛玩動物の収容対策に関する事。
 5 傷病者の応急手当等救護に関する事。
 6 浸水被害における家屋の消毒に関する事。
 7 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。」
 に改め、同表清掃

部の部庶務班の項を次のように改める。

庶務班 (経営管理課長)	経営管理課に 所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 水道施設の応急対策に関する事。 3 部の経理及び給与に関する事。 4 災害用自動車(水道部)の管理及び配車輸送に関する事。 5 部所管の被害状況のとりまとめに関する事。
-----------------	------------------	---

別表第1 教育部の部を次のように改める。

教育部 (教育長) 《教育総務部長》 避難所(学校教育施設)担当 《学校教育部長》	庶務班 (教育総務課長)	教育総務課に 所属する職員 及び本部長が 指名する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 給食調理員の動員に関する事。 3 学校教育施設の使用協力に関する事。 4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。 5 部所管の被害状況のとりまとめに関する事。 6 避難所(学校教育施設)の開設及び管理運営の統括並びに避難者の収容に関する事。
	文化財班 (文化財課長)	文化財課及び 埋蔵文化財調査センターに 所属する職員	文化財及び所管施設に係る被害状況の調査並びに報告に関する事。
	学校教育班 (学校教育課長)	学校教育課に 所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災学校の授業の応急措置に関する事。 2 学用品の配布に関する事。 3 避難所(学校教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事。
	学務班 (学務課長)	学務課に所属 する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 教員の動員に関する事。 2 学用品の配布に関する事。 3 学校給食に関する事。 4 避難所(学校教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事。
	教育協力第一班 (教育企画課長)	教育企画課に 所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務班への協力に関する事。 2 部内各班への協力に関する事。 3 避難所(学校教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事。
	教育協力第二班 (人権教育課長)	人権教育課に 所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所(学校教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事。
	教育協力第三班 (青少年指導課長)	青少年指導課に 所属する職員 及び青少年 児童会館に所 属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 2 部内各班への協力に関する事。 3 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。 4 その他本部長の命ずる指示事項に関する事。
	教育協力第四班 (高校総体推進課長)	高校総体推進 課に所属する 職員	

別表第1 消防部の部庶務班の項を次のように改める。

庶務保全班 (総務課長)	総務課に所属 する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員及び団員の動員に関する事。 2 部の経理及び給与に関する事。 3 避難所(防災センター)の開設及び管理運営並びに避難者の収容に関する事。
-----------------	----------------	--

別表第1 消防部の部警防第一班の項中「(警防課長)」を「(消防課長)」に、「警防課」を「消防課」に改め、同表協力部の部中「避難所(学校教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関すること。」を「1 避難所(学校教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関すること。」「2 災害に対する議会活動に関すること。」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 各部の共通所掌事務

	所 掌 事 務
各 班 共 通	1 本部事務局及び他部との連絡調整に関すること。 2 被害状況の情報収集及び報告に関すること。 3 部内業務計画の策定に関すること。 4 部内職員の活動計画に関すること。

附 則

この告示は、平成20年6月13日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成20年6月13日揭示済)

正 誤

平成20年5月27日付け奈良市公報号外第11号

ページ	段	行	誤	正
23	2	18	施設係	管理係

平成20年6月1日付け奈良市公報第233号

ページ	段	行	誤	正
1	1	下から5	地縁	地縁